（国土交通省土地・建設産業局次長）国土交通事務官　江口洋一郎
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長　新木　雅之
農林水産事務官（大臣官房付）に採用する
（大臣官房長）農林水産事務官　佐藤　一雄
大臣官房統計部長事務取扱を免ずる
（大臣官房付）同　長谷川博章
国土交通省に出向させる
（生産局農産部農産企画課課長補佐）農林水産技官　三上　伸治
消費者庁に出向させる
（農林水産技術会議事務局長）同　雨宮　宏司
（大臣官房付）農林水産事務官　江口洋一郎
（同）同　新木　雅之
辞職を承認する（各通）（以上一月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

（京都大学名誉教授）
従六位　高寺　貞男
正四位に叙する（各通）
正八位　星野清三郎
坂牧　教旦
佐々木秀男
従七位　尾崎　賢二
坂本　和男
杉之下眞三
中見　孝雄
橋本　節夫
従五位に叙する（各通）
岩元　敦範
中居他輝夫
三代　則之
宮谷　久
従七位　宮口　定雄
正六位に叙する（各通）
伊東　文憲
小木曽浩三
仲宗根義夫
山下　信雄
従六位に叙する（各通）
（大阪府警部）
野木　達夫
正七位に叙する（各通）（以上二十六年十二月二十二日）
（千葉県巡査部長）
御厨　秀雄
（同）
大牟田耕青
児玉　正三
鈴木　晃男
従六位に叙する（各通）
阿見　昌平
為廣　紀義
三代　則之
従七位　宮谷　久
正六位に叙する（各通）
上野　元由
小鶴　勤造
松本　衛介
遠藤　民司
千葉　幸七
山口　孫忠
従五位に叙する（各通）
坂下　明
中村昭一郎
宮口　定雄
従七位　橋本　節夫
正六位に叙する（各通）
（山口県警部）
菊地　清
角倉　功
夏目　佑二
従六位に叙する（各通）
（大阪府警部）
岡村　正
従四位に叙する
従七位　井上　安直
小俣　正敏
竹元　浩司
正六位に叙する（各通）
荒川　文男
熊坂　道夫
田邊　隆吉
（中津市公立学校長）
長井　富重
従六位に叙する（各通）
矢崎　信
大庭國一郎
枝次　利明
瀬尾　博之
堀切　正幸
正七位に叙する（各通）
緒方　猛昭
従七位に叙する（各通）（以上二十六年十二月二十三日）
（群馬大学名誉教授）
森　浩二
正四位に叙する
内田　元彦
従四位に叙する
大波多三宜
正五位に叙する（各通）
小野寄　彬
桑波田　中
竹内　弘則
従五位に叙する（各通）
米島　清吉
正六位に叙する（各通）
後藤　和男
中澤　榮一
従七位　島田　勇二
中山　昇
（山口県警部）
長田　俊藏
佐藤　一充
仲　義秋
松田　昭一
従六位に叙する（各通）
植村　正治
島田　徳郎
奥田　憲夫
佐々木　毅
岡本　惠明
田口　幸男
中島　克巳
永野　重吉
湯口　善作
大鷲　定男
浜田　丑三
山家　正
塚田　國雄
佐藤　昌男
長沼　英久
古倉彌太郎
岡村　正
湯野　忠男
佐土　敬一
伊藤　和幸
従七位に叙する（各通）
（高知大学名誉教授）
従七位に叙する（以上二十六年十二月二十四日）
正四位に叙する（二十六年十二月二十五日）
正七位に叙する（二十六年十二月二十六日）

○叙勲

坂下　明　三代　則之　宮里　友三
旭日双光章を授ける（各通）
新井　良二　上辻　勝美　向井　繁美
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十二日）
木檜　一　中村　頴夫　中村眞佐雄
旭日単光章を授ける（各通）（二十六年十二月二十三日）
大谷　健　谷口　福治
（福岡県上毛町議会議員）　古野　啓藏
牧野　善三
旭日単光章を授ける（各通）（二十六年十二月二十四日）
阿見　昌平　伊東　文憲　岩元　敦範
上野　元由　谷井　一徳　千葉　幸七
中見　孝雄　中村昭一郎　山口　孫忠
瑞宝双光章を授ける（各通）
（大阪府警部）　大牟田耕青
西本　菊栄　山下　信雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十二日）
朝日　五一　竹元　浩司
瑞宝小綬章を授ける（各通）
嵐　貢　井上　安直　小俣　正敏
佐々木　毅　瀬尾　博之　東海林義雄
（中津市公立学校長）　中島　克巳
永野　重吉　西村　正文
瑞宝双光章を授ける（各通）
緒方　猛昭　森　浩二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十三日）
朝日　五一　柿崎　史生
瑞宝小綬章を授ける
粟津　豐　伊藤　和幸
小野寄　彬　桑波田　中　長田　俊藏
島田　勇二　新明由美子　佐藤　昌男
松田　昭一　夏目　佑二
瑞宝双光章を授ける（各通）
（山口県警部）　岡村　正
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十五日）
（高知大学名誉教授）　長沼　英久
瑞宝中綬章を授ける（二十六年十二月二十五日）
古倉彌太郎

皇室事項

行幸

天皇陛下は、一月二十六日午後零時四十分御出門、第百八十九回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十四分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

法務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、法務省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年1月29日　法務大臣　上川　陽子

法務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第87号）の施行等に伴い、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成27年1月16日

三　修正の要旨　東南海・南海地震の名称を、南海トラフ地震に修正したこと等。

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人仙波厚は願により公証人を免ぜられた。

彦坂孝孔は公証人に任命され、東京法務局所属公証人仙波厚の後任を命ぜられた。（以上一月十七日）（法務省）